

## II 調査結果

### 1 搬送先選定・受入れに係る事実確認

#### (1) 依頼内容等について

- 各医療機関においては、基本的に搬送依頼があった場合は当直日誌等に記録を残すようにしているが、医師が患者対応等を行いながら記録するため、要点のみの記載となっている。
- このため、聞き取り調査にあたって、搬送依頼の内容についての詳細なやりとりは当直医等の記憶によるところが大きかった。

##### ア かかりつけ産婦人科医院からの聞き取り内容

- 下痢、嘔吐、頭痛の症状のある患者の受入れを各医療機関に依頼。患者が激しい頭痛を訴えていること及び妊娠の問題でないことを伝えた。
- 当直の医師2人が患者の処置をしながら、搬送先の選定に当たった。
- なお、墨東病院に搬送中に患者の意識レベルが急速に低下した。

##### イ 依頼先の各医療機関からの聞き取り内容

- 調査対象医療機関のうち、かかりつけ産婦人科医院から搬送依頼を受けた医療機関においては、電話で、妊娠週数、頭痛、嘔吐、下痢等の症状を聴取したことが確認できた。
- 頭痛に関する切迫性の認識は、医療機関によって異なっていた。

#### (2) 搬送依頼への対応等について

##### ア 受入れができなかつた理由

搬送依頼を受けた各医療機関において、受入れができなかつた理由は以下のとおりであった。

病院名	受入れできなかつた理由
都立墨東病院	当日は1人当直であったこと等
日本赤十字社 医療センター	本案件の約1時間前に救急患者を受け入れ、M F I C U が満床。
日本大学医学部附属 板橋病院	本案件については記録が確認できなかつたが、当日、他の搬送依頼について、N I C U 満床のため受入れできなかつた。
慶應義塾大学病院	感染症を疑つたが、個室が満床。（2人部屋が空いていたのでシステム上は「○」としていた。）
順天堂大学医学部附属 順天堂医院	産科・婦人科病床が満床。（システム上も空床「×」） 当直医が二人とも分娩対応中。
東京慈恵会医科大学 附属病院	N I C U が満床であったうえ、N I C U での管理が必要な未熟児の出生待機中であつたため。
東京慈恵会医科大学 附属青戸病院	N I C U を設置していない。 脳外科医の当直日ではなかつた。
東京大学医学部附属 病院	N I C U が満床

#### イ 周産期医療情報システムの表示との関係

都立墨東病院が受入れ可能として紹介した医療機関（日本赤十字社医療センター、日本大学医学部附属板橋病院、慶應義塾大学病院、東京慈恵会医科大学附属病院）においては、周産期医療情報システム上産科空床は「〇」となっていたが、受け入れができなかつた理由は、上表のとおり産科満床ではなく、「N I C U 満床」「M F I C U 満床」「個室満床」であった。

#### ウ 各医療機関の当日の当直体制

- ・都立墨東病院：1名
- ・その他の総合周産期母子医療センター2施設：3名
- ・地域周産期母子医療センター3施設：2名
- ・ネットワーク参画医療機関1施設：3名
- ・その他医療機関1施設：1名

### 2 母体搬送の受入体制（院内連携）

- ・調査対象の医療機関はいずれも妊婦の搬送依頼は原則として産科で受け、合併症等で他科との連携が必要な場合は、産科の医師が、N I C U、麻酔科医等に連絡し、速やかに連携をとる体制を整えていると回答している。
- ・本事案においても、都立墨東病院では、産科当直医がN I C Uに受け入れ可能か確認し、バックアップの産科医師に緊急登院を要請して、受入れを決定
- ・患者到着後、緊急コールを行い1分程度で救命救急センターの複数の医師が駆けつけ、気管内挿管等の処置を実施
- ・10分程度で脳外科当直医が対応し、院内各科が連携して母体・胎児の救命のための処置にあたった。

### 3 その他周産期医療体制等に関する意見

聞き取り調査の過程で各医療機関の医師等から寄せられた周産期医療体制等についての主な意見は以下のとおりである。

#### （1）周産期母子医療センターについて

- ・周産期母子医療センターを設置する病院により、対応できる領域はそれ異なることから、各病院の機能を明確にし周知・評価すべきである。
- ・分娩を取りやめる病院が多い中、周産期母子医療センターに正常分娩からハイリスクまで分娩が集中している。
- ・また、ハイリスク妊娠の割合が上がっており、少しでもリスクがあると周産期母子医療センターに紹介されてくる。
- ・周産期母子医療センターが機能を確保するために、正常分娩を制限するな

としてハイリスク妊産婦を受け入れる機能を確保する必要がある。

- ・ 救急患者の受入れのために、空床を確保して病床稼動率が低くなっても経営的に成り立つような支援が必要である。

#### (2) 母体の救命救急医療について

- ・ 周産期医療の整備は、未熟児医療への対応から始まった経緯があり、すべての総合周産期母子医療センターにおいて母体救命の体制が充分であるわけではない。救命救急センター・脳外科、循環器内科・外科等を備えた施設で必ず受け入れられるしくみを検討すべきである。

#### (3) N I C U 病床について

- ・ N I C U の稼働率が非常に高い状態にあり、N I C U 満床により、母体搬送の受け入れができない。
- ・ 新生児を診られる小児科医、看護師が不足しており、N I C U 増床も簡単にはいかない。

#### (4) 搬送調整について

- ・ 搬送元の医療機関で搬送先を探すのは負担が大きい。搬送調整を専任で行うコーディネーターが必要である。
- ・ 総合周産期母子医療センターにおける患者の症状に応じた搬送の振り分けは重要であるが、総合周産期母子医療センターが搬送先を探すのは医師の過重な負担になっている。
- ・ 依頼元と依頼先が互いに患者の症状等を同じレベルで共有するため、搬送を依頼する段階において、F A Xによる診療情報の伝達が必要ではないか。
- ・ 搬送調整や情報交換等に使用する「ホットライン」（専用電話）の設置が必要ではないか。

#### (5) 医師確保について

- ・ 周産期母子医療センターでの勤務は、勉強にはなるものの、リスクが高く、拘束時間が長く、給料もよくない。これでは人が集まらない。
- ・ 周産期医療に人が集まるように、医師の手当を手厚くするための補助を行い、交代勤務制が組める体制をつくるべきである。

#### (6) その他

- ・ 搬送を受け入れたくても受け入れられない状況にある中で、「受け入れ拒否」「たらい回し」とマスコミ報道の見出しで取り扱われることで、産科医を目指す医学生が減少することを危惧する。
- ・ この件に関わった医師は一生懸命にやっており、これがきっかけで自信喪失するようなことがあっては気の毒だ。
- ・ N I C U が満床となっている背景には長期入院児の問題もあり、重症心身障害児施設の整備も必要である。

# 東京緊急対策Ⅱ

平成20年10月31日

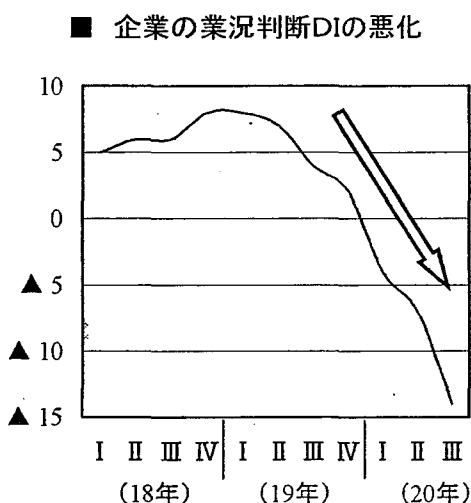
東京都

# I 緊急対策の基本的考え方

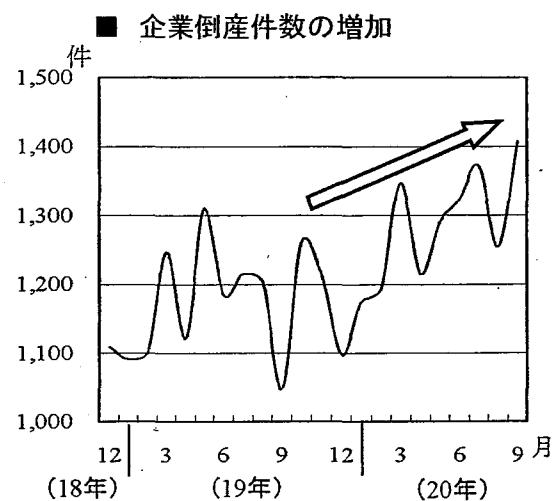
## 1 都民生活の危機的状況

### 《金融危機の影響と今後の波及》

- アメリカ発金融危機が世界規模での不況へ発展する中、急激な円高の進行や株価の大幅下落が実体経済にも影響を及ぼしており、特に中小企業の資金繰りの悪化や倒産件数の増加など、厳しい状況が加速している。



※日本銀行「全国企業短期経済観測調査」



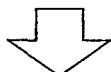
※㈱東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

- これらの厳しい経済環境は、都民生活や中小企業へのしわ寄せとなり、次のような厳しい事象として現れている。

- 金融機関の貸し渋り
- 消費の落ち込み
- 中小企業の倒産の増加

- 低所得者の家計圧迫
- 失業者の増大
- 医療への不安

- 景気対策は、一義的には国の役割である。しかし、実体経済への影響が今後さらに加速・拡大するにつれ、都民生活にも深刻な影響が広がり、その大きさは測りきれない。
- そのため、現実に生じつつある影響やその後の拡大に対して、もう一段の対策を講じることが不可欠である。

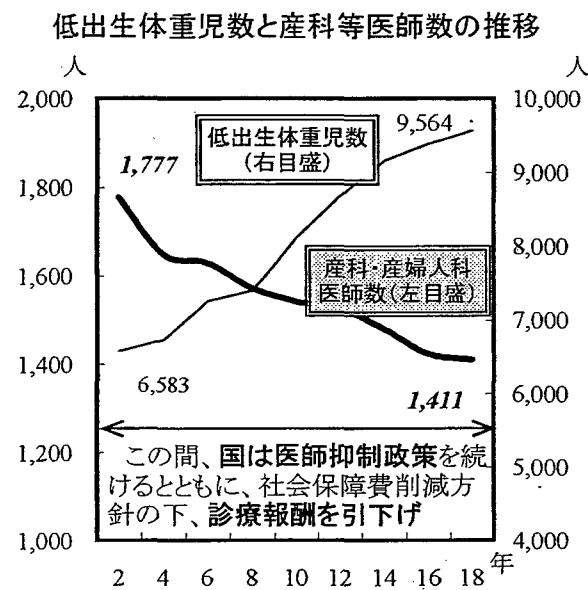


早期に都民が自ら危機克服に向けた第一歩を  
踏み出すための支援を実施する

## 周産期医療緊急対策

### 【現状と課題】

- この15年間ほどをみても、ハイリスク児である低出生体重児は増加(約1.5倍)している一方で、その担い手である産科・産婦人科の医師は減少(約2割減)しています。
  - ・ 低出生体重児：出生時の体重が2,500g未満の新生児
- これは、国の政策による医師不足が大きな要因といえます。



### 【対策の概要】

- 11月5日に、周産期医療施設の代表などからなる、東京都周産期医療協議会を緊急開催します。
- 国に対して、産科・小児科医師の確保などについて緊急提案します。
- 周産期母子医療センター機能の確保などに向けた緊急対策を実施します。

#### ○ 都立病院における緊急対策

#### ○ 医療体制の充実【新規】

地域の医師を予め臨時職員等として登録し、都立病院における出産等を協力して実施する、「産科診療協力医師登録制度」を創設します。

総合周産期母子医療センターにおいて、ハイリスク患者受入れ・紹介機能の充実を図るため、夜間・土曜休日に助産師等コーディネーターを配置します。

#### ○ 産科医師確保対策の充実【新規】

産科医師を確保するため、産科への医療クラークを配置し、院内保育室を充実します。

#### ○ 地域で支える周産期医療体制の構築

#### ○ 周産期母子医療センター機能の確保【新規】

搬送調整業務の円滑化を図るため、その業務を支援する看護師の増配置等を行います。

24時間体制で緊急手術等に対応するため、産科医のオンコール体制等を整備します。

NICU入院児の受入れを促進するため、後方病床の看護体制を充実します。

地域の医療機関の医師の協力により、休日診療(日直)体制を確保します。

#### ○ 「周産期連携病院(休日・全夜間診療事業)」の新たな指定【新規】

休日・夜間ににおけるミドルリスク患者の緊急搬送に対応するため、産科病床を確保し、産科医、麻酔科医等のオンコール体制を整備します。

【緊急調査 総合周産期母子医療センターの医師数について】

- ・平成20年10月27日現在の医師数。
- ・「産科・婦人科医」とは、分娩に従事する医師に限定。
- ・「常勤」の欄には、研修医・レジデントも含めた医師数。
- ・「非常勤」の欄には、常勤換算せず、10月に一度でもその施設で勤務実績のある医師の実数。
- ・「兼任する常勤小児科医」とは、新生児科の専任ではないが、NICUでの診療にも従事する常勤小児科医。

(平成20年10月27日現在)

都道府県	施設名	産科・産婦人科医(単位:人) (分娩を取り扱う者に限る)		新生児専任医師(単位:人)		兼任する常勤 小児科医 (単位:人)	備考
		常勤 (研修医・レジ デントも含む)	非常勤	常勤 (研修医・レジ デントも含む)	非常勤		
東京都	母子愛育会附属愛育病院	14	9	7	0	0	
	東京女子医科大学病院	25		7		1	
	昭和大学病院	30	0	10	0	0	産婦人科としての常勤医は30名おります。夜間はこの全員で分担して分娩・その他を取り扱っています。
	東邦大学医学部附属大森病院	22	0	5	1		
	日本赤十字社医療センター	23	0	7	0	0	
	帝京大学医学部付属病院	※ 20	4	5	2	0	※内訳として、産科8人、婦人科8人、研修医4人
	日本大学医学部付属板橋病院	10	1	10	2	3	
	杏林大学医学部付属病院	11	0	13	0	0	新生児専任医師の常勤に大学院生1名含む
合計		161	23	73	12	4	

平成20年10月31日  
病院経営本部

## 墨東病院周産期センターにおける11月の当直体制について

墨東病院では、総合周産期母子医療センターの確実な体制を確保するため、11月については以下の当直体制で対応します。

なお、引き続き、関係局、地元医師会、関係機関等と協議を続け、体制の充実に取り組んでいきます。

### 1 11月の当直体制

(1) 産科医師の当直について、11月の土曜日、日曜日、祝日（計12日）を可能な限り2人体制（詳細は下記のとおり）とします。

※平日は従来どおり2人体制

(2) また、一人体制の場合は、常勤医師による当直体制とします。

### 《 11月の土曜日・日曜日・祝日の当直体制 》

平成20年7月1日から原則として1人体制だったところを次のとおりとする。

土曜日の体制 ⇒ 5日間のうち、4日間を2人体制

日曜日・祝日 ⇒ 7日間のうち、①3日間は全日2人体制

②2日間は夜間当直のみ2人体制

※1人体制となる日

8日（土）・9日（日）・16日（日）の3日間は全日、23日（日）及び30日（日）の中

### 《 問い合わせ先 》

病院経営本部経営企画部総務課 谷田・戸田

電話03-5320-5828・5805

内線50-102・130

## 参考資料1

## 東京都周産期母子医療センターの現況

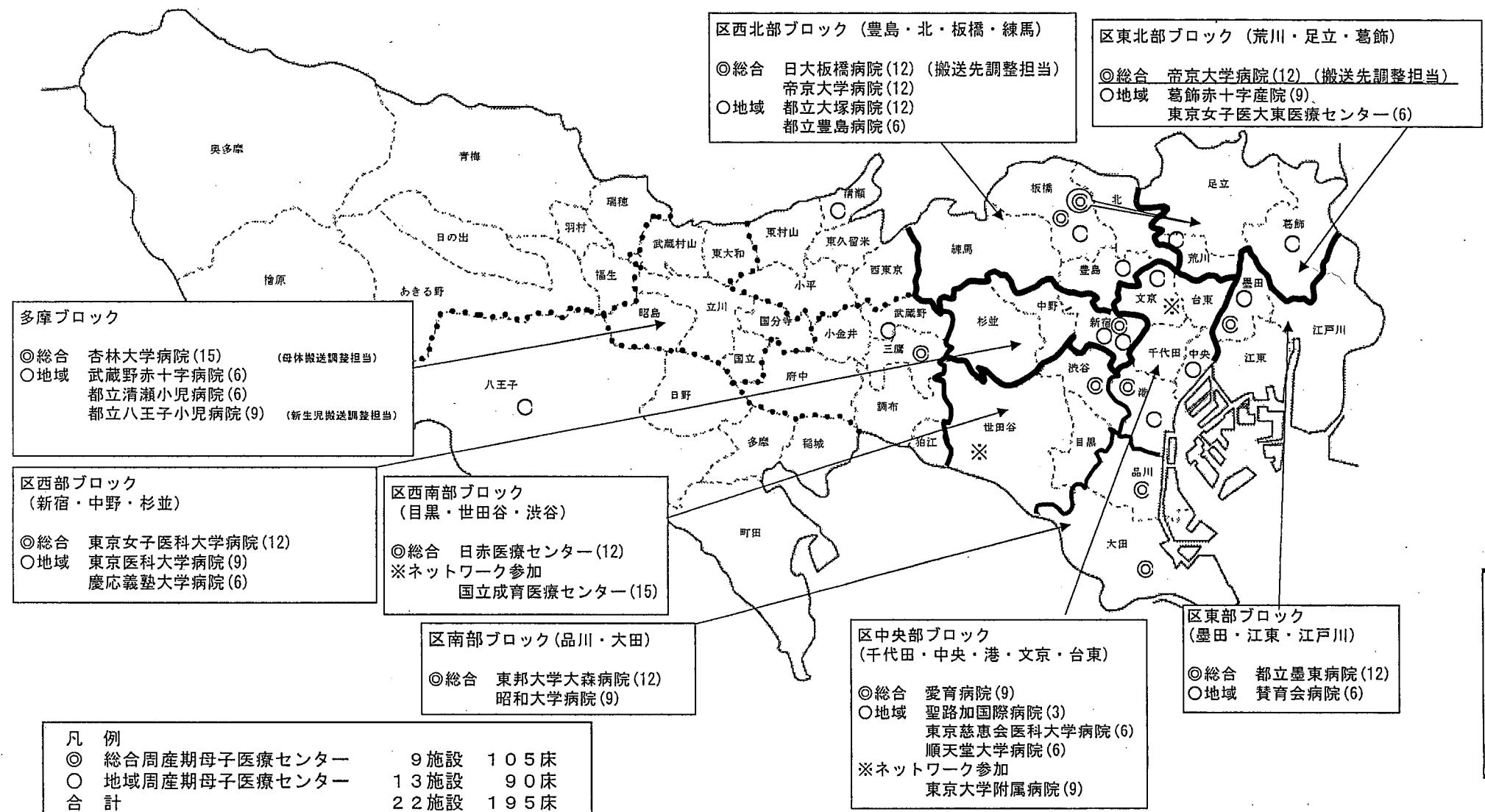
平成20年4月1日

区分	施設名		所在地	NICU (床)	M-FICU (床)	指定・認定年 月
総合	愛育病院		港区	9	6	11年 4月
	東京女子医科大学病院		新宿区	12	9	9年10月
	昭和大学病院		品川区	9	6	15年 4月
	東邦大学医療センター大森病院		大田区	12	9	9年10月
	日本赤十字社医療センター		渋谷区	12	6	13年11月
	帝京大学医学部附属病院		板橋区	12	10	10年 4月
	日本大学医学部附属板橋病院		板橋区	12	9	14年 4月
	都立都立墨東病院		墨田区	12	9	11年 6月
	総合周産期母子医療センター区部計(8施設)			90	64	
区部	民間	聖路加国際病院	中央区	3	—	12年 4月
		東京慈恵会医科大学附属病院	港区	6	—	11年 1月
		東京医科大学病院	新宿区	9	—	9年10月
		慶應義塾大学病院	新宿区	6	—	16年 6月
		順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区	6	—	9年10月
		賛育会病院	墨田区	6	—	9年10月
		東京女子医科大学東医療センター	荒川区	6	—	16年 9月
		葛飾赤十字産院	葛飾区	9	—	9年10月
	都立	都立大塚病院	豊島区	12	—	9年10月
		都立豊島病院	板橋区	6	—	11年10月
	地域周産期母子医療センター区部計(10施設)			69	—	
	区部計(18施設)			159	64	
多摩	総合	杏林大学医学部付属病院	三鷹市	15	12	9年10月
		総合周産期母子医療センター多摩計(1施設)			15	12
	地域	武藏野赤十字病院	武藏野市	6	—	18年 4月
		都立清瀬小児病院	清瀬市	6	—	9年10月
		都立八王子小児病院	八王子市	9	—	9年10月
	地域周産期母子医療センター多摩計(3施設)			21	—	
	多摩計(4施設)			36	12	
	合計(22施設)			195	76	

周産期医療情報ネットワーク参加	国立成育医療センター	世田谷区	15	
	東京大学医学部附属病院	文京区	9	
計(24施設)			219	76

(注) 病床数(NICU及びM-FICU)は認定病床数である。

## 東京都周産期母子医療センターの配置図（平成20年4月1日現在）



参考資料2